

## 日本国憲法施行60周年にあたっての民科法律部会の声明

2007年5月3日

日本国憲法は、本日、施行60周年を迎えた。この憲法の制定に先立つ1946年1月、民主主義科学者協会法律部会（略称・民科法律部会）の母体である民主主義科学者協会が、「民主主義日本の成長と確立」を期し、「日本人民の福祉及び世界の平和」（同協会規約第2条）に科学者として寄与することを目的として設立された。民科法律部会は、60年の歴史をともに刻んできた日本国憲法が内外の激しい荒波にさらされているこの機に際し、その積極的意義をあらためて確認し、引き続きこれを堅持しさらに発展させるべきであることを訴え、その所見をここに明らかにする。

1 日本国憲法は、アジア・太平洋地域をはじめとする世界と日本の人々におびただしい惨禍をもたらした侵略戦争の反省にたつて、恒久平和、主権在民、基本的人権の保障、議会制民主主義、地方自治など、人類の多年にわたる努力の成果を盛り込んで生まれた。なかでも、戦争・武力行使の永久放棄と戦力の不保持を明記する第9条や、個人の尊重を軸とする多くの市民的自由をはじめ、刑事的権利の手厚い保障、両性の平等や生存権も盛り込んだ豊かな人権保障規定は、世界史的にも画期的なものである。

この憲法は、広島・長崎での原爆被害をはじめとする悲惨な戦争体験を踏まえた国民の平和を希求する声、日本の侵略による過酷で甚大な被害を受けたアジア諸国民の声によって支えられ、また、この憲法の平和的・民主的諸原理が脅かされるたびごとに、これをはねのける国民の不断の努力の拠り所としての役割を60年間にわたって果たし続けてきた。

ところが今、この憲法、とりわけ第9条を改定しようという動きが、日に日に強まっている。PKO等協力法や周辺事態法に始まる自衛隊海外派兵体制の整備は、テロ特措法、イラク特措法、武力攻撃事態法などによって一層強化され、特に米軍との共同作戦体制の完成が目指されている。先般には防衛庁を省に昇格させてその権限を強化し自衛隊の海外活動を本体任務とする防衛庁設置法と自衛隊法の改定も行われた。すでに自民党は2005年11月に自衛軍の保持やその国際的活動を明記した新憲法草案を発表し、民主党は同年10月に国連多国籍軍の活動に参加すべきであるとの憲法提言をまとめており、日本経団連も「国益の確保」や「国際社会の安定」のための自衛隊の海外活動を求めている。こ

うした政界・財界の明文改憲に向けた動きが強まるなかで、憲法改正手続法が制定されようとしている。

2 こうした憲法改定の動きは、あらゆる法分野にまたがる国家・社会の基本構造（constitution）の転換・改造と連動している。民科法律部会は、これらの動きの全体構造の検討が当学会の固有の任務であるという自覚にたつて、この間、①小選挙区制・政党助成の導入といった一連の政治「改革」、②経済・労働・福祉などの分野での「規制緩和」、③行政・司法・教育・大学などの分野での新自由主義的「改革」、④国旗・国歌法の制定や教育基本法の改定にみられる国家主義的「改革」、⑤盗聴法の制定や少年法の改定、政治的表現活動に対する不当な抑圧や共謀罪新設構想などにみられる治安体制の強化、⑥国連憲章を中心とした国際法秩序に背馳する日米軍事同盟体制の強化などを研究対象にして、矢継ぎ早な国家構造の「転換・改造」を総体的に把握し批判的に検討することに努めてきた。その究明の結果、これらの「改革」は、日本国憲法の諸原理に照らして、その正当性・妥当性がすこぶる疑わしいものであると言わざるをえない。

3 民科法律部会は、これまでも、日本国憲法の平和的・民主的諸原理が脅かされようとするとき、特別研究組織を立ち上げるなどして、これを押しとどめる学問的役割を引き受けてきた。本会は、憲法施行60周年にあたり、現在の憲法改定の動きに反対する意思を表明するとともに、今後とも、研究者集団として、「すべての分野における法学研究者の研究上の連絡、協力を促進して民主主義法学の発展をはかる」（民科法律部会規約第2条）立場を堅持して、世界と日本の人々と手をたずさえ、日本国憲法の諸原則の擁護と発展を期して、必要な理論的・実践的寄与をなしていくことを、ここに表明するものである。

民主主義科学者協会法律部会

